

平成23年5月30日 開会

平成23年5月30日 閉会

(臨時第6回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第71号

平成23年第6回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成23年5月26日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成23年5月30日 午後2時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 1) 議案第77号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
2) 議案第78号 平成23年度大山町一般会計補正予算(第2号)
3) 議案第79号 平成23年度大山町情報通信事業特別会計補正予
算(第1号)

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	池 田 満 正
近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	岩 井 美保子
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
椎 木 学	鹿 島 功
西 山 富三郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 6 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 3 年 5 月 3 0 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 2 3 年 5 月 3 0 日 午後 2 時 開会

- 1 開会 (開議) 宣告
 - 1 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 議案第 77 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 5 議案第 78 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)
 - 日程第 6 議案第 79 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算 (第 1 号)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (18 名)

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	1 0 番 岩 井 美 保 子
1 1 番 諸 遊 壤 司	1 2 番 足 立 敏 雄
1 3 番 小 原 力 三	1 4 番 岡 田 聰
1 5 番 椎 木 学	1 6 番 鹿 島 功
1 7 番 西 山 富 三 郎	1 8 番 野 口 俊 明

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長	森田増範	副町長	小西正記
総務課長	押村彰文	企画情報課長	野間一成
人権推進課長	門脇英之	総務課参事	酒嶋宏

午後 2 時 7 分 開会

○議長（野口俊明君） 開会の前に、議員と執行部のみなさんに申し上げます。大山町議会では毎年省エネ、地球温暖化防止対策として 6 月から 9 月末までの間、クールビズの取り組みを行なっています。今年は東日本大震災に伴う、夏場の節電対策に協力するため、少し早いですが、本日から 9 月いっぱい、議会中の上着、ネクタイの着用は、本人の自由としますのでよろしく願いいたします。

○局長（諸遊雅照） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（野口俊明君） ただいまの出席議員は、18 人です。定足数に達していますので、平成 23 年第 6 回大山町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口俊明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、15 番 椎木学君、16 番 鹿島功君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（野口俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（野口俊明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。議長から、みなさんにご報告します。

さる5月20日、近藤大介大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会副委員長から、一身上の都合により副委員長の職を辞任したい旨の願いが、委員長に提出されました。

大山町議会委員会条例第12条第1項の規定により、5月26日開会の特別委員会で審議された結果、委員長から、お手元に配布のとおり、許可されたことの報告がありました。

また欠員となりました副委員長には、大山町議会委員会条例第8条第2項の規定により、諸遊壤司君が選任されましたので、併せて報告します。

日程第4 議案77号

○議長（野口俊明君） 日程第4、議案第77号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいまご上程いただきました議案第77号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、3月11日に発生をいたしました東日本大震災の被災地の支援につきまして鳥取県や総務省などの要請により、職員を派遣いたしているところでございます。

派遣に係わります職員の処遇につきましては、本町の旅費規程などに基づき、支給しておりますが、避難所での勤務は、避難された方が自主的に運営され、夜間には職員がほとんど業務に従事しない避難所やあるいは自主的な運営が行われていないために職員が昼夜を問わず対応する必要がある避難所など、勤務条件については様々な違いが生じておるところでございます。

西部町村会では、通常の業務とは異なることや避難所の支援という業務を勘案し、避難所での勤務については、旅費規程に基づく旅費の支給ではなく、宿直手当を支給することと致したところでございます。そのため給与条例第17条の宿日直手当に第3項を追加し、6,300円を支給するとするものでございます。施行日は5月31日といたしております。以上で、議案第77号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野口俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 今の説明によりますと、この改正案は、被災地支援に行く職員の宿日直手当だということですが、この追加の条例の文案、そのまま見ますと、それだけに限らないように解釈できるんですけどもね、災害等の警戒勤務にあた

ってとはいうことは、例えば今年ありました雪害の、等の災害があった時、この町内、あるいは県内ででも寝泊りしなけりゃならないってことがあるかもしれませんよね。そういう場合にも規定されないのかどうなのか、お聞きしたいと思いますが。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 大森議員のご質問に担当課より、答えさせていただきます。

○総務課長（押村彰文君） 議長、総務課長。

○議長（野口俊明君） 押村総務課長。

○総務課長（押村彰文君） ただいまの質問にお答えをいたします。今の条文によりますと、災害等の警戒勤務ということでございますので、仮に、町内で起きますこれからの風水害、これに該当するののかということでございますが、現段階では、この震災に、支援する職員の手当というふうに思っておりますが、今後ですね、当然ながら大山町でも災害の警戒勤務と、体制ということも出てきますので、そのへんを十分組合のほうと、それについては協議を重ねていきたい、それによつての対応を考えていきたいというふうに思っておりますのでございます。以上でございます。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 今いち、分からないんですけども、ということは、県内で、の場合も、この被災地以外の災害等の警戒勤務という場合もあり得るということなんでしょうか。

○総務課長（押村彰文君） 議長、総務課長。

○議長（野口俊明君） 押村総務課長。

○総務課長（押村彰文君） 結論から申しますと、あり得ると思っております。ただ、それが待機と見なすのか、勤務と見なすのか、その状況によって、まちまちになってくると思っておりますので、そのへんは細かく、少し取り組めを決めなくっちゃ、なかなかこれの支弁については、難しい判断が必要になることもあるというふうに思っておりますのでございます。以上です。

○議員（3番 大森正治君） はい、了解しました。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 77 号は、原案のとおり、可決されました。

日程第 5 議案 78 号

○議長（野口俊明君） 日程第 5、議案第 78 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） それでは議案第 78 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、4 月の人事異動によります各款の person 費を調整する必要性が生じたこと、また当初予定いたしておりました事業の変更及び追加する必要性が出てきたことなどによりまして、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案をし、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 2 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 3 万 5,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を 97 億 5,354 万 7,000 円とするものでございます。

次に、第 1 表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第 60 款県支出金は 3 万 5,000 円の増額で、県知事選挙及び県議会議員選挙委託金の額の確定によるものでございます。

次に、歳出につきまして職員の person 費を除く主なものにつきましてご説明申し上げます。

第 5 款議会費第 5 項議会費の一般管理費で、地方議会議員年金制度の廃止に伴い、地方公共団体負担率に変更になったことによる経費として 3,421 万 5,000 円を追加計上しております。第 10 款総務費第 5 項総務管理費の一般管理費で、東北地方太平洋沖地震災害応援隊派遣職員の旅費 260 万円の増額、第 10 項徴税費の一般管理費で、固定資産評価審査委員会委員報酬 2 万 9,000 円の新規計上、第 20 項選挙費の県議会議員選挙費で額の確定に伴い 70 万 1,000 円の減額、県知事選挙費で同じく額の確定に伴い 159 万 2,000 円の減額、農業委員会選挙費で投票所数の追加に伴い 4 万 6,000 円を追加計上いたしております。第 15 款民生費第 5 項社会福祉費の同和対策費で大山町人権尊重の社会づくり審議会委員報酬 4 万 3,000 円の新規計上、同和対策施設費で、人事異動に伴う中山ふれあいセンター館長及び人権交流センター所長の報酬並びに共済費の増減を行っております。

person 費の補正であります。明細書 14～15 ページに記載いたしておりますように、一

般職分は職員異動等により 4,327 万 5,000 円の減額でございます。以上で、議案第 78 号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（1 番 竹口大紀君） 議長、1 番。

○議長（野口俊明君） 1 番 竹口大紀君。

○議員（1 番 竹口大紀君） ただいま説明がありましたが、歳出の 6 ページ、県議会議員選挙費ということですが、これは皆さんご存じのとおり、大山町が属しております西伯郡選挙区では 3 期連続無投票ということで、選挙がありませんでした。当初予算では 300 万 3,000 円、県議会議員選挙費で予算計上してありますが、最終的に県議会議員選挙費 230 万 2,000 円が残っています。これについての説明をお願いします。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 補正予算につきまして、これから、担当課長のほうから述べさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口俊明君） まだ答弁ありませんか。

○総務課長（押村彰文君） 議長、総務課長。

○議長（野口俊明君） 押村総務課長。

○総務課長（押村彰文君） 県議会議員の選挙費の内訳でございますけども、まず職員の時間外手当でございます。これが 118 万 8,000 円でございます。それから消耗品でございますけども、これが 25 万 6,000 円でございます。それからポスターの掲示場の設置、撤去費、これ委託料でございますけども、45 万 1,000 円でございます。それから備品購入費でございますけども、選挙予備費といたしまして、9 万 8,000 円でございます。以上でございます。

○議員（1 番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1 番 竹口大紀君） 今、説明いただいた金額に関しては、当初予算の金額から今補正があった金額を差し引きすれば出てくる金額で、それは理解しているんですが、選挙が行なわれなかったのに、何故鳥取県議会議員選挙の選挙費が 230 万も計上されているのか、このへんの説明をお願いいたします。

○総務課長（押村彰文君） 議長、総務課長。

○議長（野口俊明君） 押村総務課長。

○総務課長（押村彰文君） 確かに選挙はございませんでした。いわゆる投票ということはございませんでした。まあしかしながら、選挙事務といいますのは、随分以前から準備が必要になってきます。そういう諸々の準備をするためには、職員の時間外勤務も発生いたしますし、それからポスターの掲示場などの設置というのは、当然ながら、あ

るものとして想定して設置をいたします。そういう主に選挙のための準備費用だというふうにご判断をいただければいいと思います。以上でございます。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 職員の給与ですけれども、給料あるいは職員手当等、かなりの減額ですよ。今も町長のほうから説明がありましたように。にも係わらず職員数の増減というのは、減1名だけなんですけれども、そのへんのことが聞きたいんですが、これ部署によつての増減があるようなんですけれども、増えている課もあるようですし、減っている課もあると、いうことですが、この1名減にしては、減額が大きいんですけれども、そのへんの理由ですね。下のほうには、職員の人事異動、育休、退職によるっていうふうな増減の理由が示してあるんですけれども、そうすると、例えば高齢の方が減って、若年の方が増える、あるいはまあ臨時雇用が増えたためなのかなっていうふうに勝手に解釈しているんですけれども、そのへんの理由をお聞きしたいと思います。

○総務課長（押村彰文君） 議長、総務課長。

○議長（野口俊明君） 押村総務課長。

○総務課長（押村彰文君） ただいまの質問にお答えをいたします。14ページの一般職の給料の総括表を見れば、職員数としては1名減、それに対して給料は1,484万5,000というように人数と給料とでは、バランスが取れていないというご質問だというふうに思います。当初予算につきましては、職員の育児休暇者、それから休職者、この給料は、当初予算では満額見ておるところでございます。それをこのたびの補正によりまして、実態に合わせ減額をしたことによりまして、給料は相当な減額が発生しておるところでございます。ご理解をいただければと思います。以上でございます。

○議員（3番 大森正治君） 了解しました。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長、17番。

○議長（野口俊明君） 17番 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 7ページです。大山町人権尊重の社会づくり審議会委員報酬が出されました。目標とですね、具体的な内容、それから構成人員は何人か、外国人の人は、入っているか、これをお答えください。

それから次に、中山ふれあいセンターの館長がですね、今、町長が人事異動というふうな表現をされましたが、囑託だと思いますが、囑託にも人事異動という言葉が、ああ、ありますな。それじゃあ、人事異動をした理由、人事異動したという理由を教えてください。それからこれには、地元の人々の運営委員会等の意見はですね、どのようにですね、どのようにお聞き取りいただいたか、どう理解されたか、その点をお尋ねいたします。

○人権推進課長（門脇英之君） 議長、人権推進課長。

○議長（野口俊明君） 門脇人権推進課長。

○人権推進課長（門脇英之君） 質問にお答えいたします。まず、大山町人権尊重の社会づくり審議委員の報酬でございますが、本来当初予算に計上すべきものでございましたが、今回の補正予算に計上させていただいております。この審議会の委員につきましては、大山町人権尊重の社会づくり条例第4条の規定に基づいておりまして、人権施策の総合的な推進を図り、人権尊重の社会づくりを進めるという大きな設置目的がございます。その次の、委員構成でございますが、1号委員から4号委員までございまして、現在1号委員、町関係職員が3名、それから2号委員、教育関係委員さんが4名、3号委員各種団体の代表の方が4名、4号委員学識経験者2名ということで、現在13名の委員で構成しております。ちなみに、条例の規定では、30人以内という規定がございます。それから外国人の委員さんが、おられるかということですが、この中には外国人の委員さんはいらっしゃいません。

あと、中山センターの、今、金田千義所長になっておりますが、人事異動ということはあるのかということでございますが、人事異動はあるかと思っております。それからまあこれあの、内部の職員の異動っていいですか、中山のふれあいセンターの館長をいろいろ町として模索いたしました、非常に適任者の選任に難航したという事情がございまして、現在の金田所長っていうことになっています。その間に、中山の運営委員会の意見はどうであったかということでございますが、特段運営委員会のほうからいろんな要望ですとか、というものは基本的には、出ておりませんで、うちのほうとしては、できれば地元のほうから適切な方が選任できないかというようなことも模索をしておりましたが、実際には、選任というところには至りませんで、現在の金田千義さんをセンター長として、迎えたという現状でございます。以上でございます。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長、17番。

○議長（野口俊明君） 17番 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 外国の人でも町内で各方面で活躍して、大いに貢献されておられるんですね、ただ外国の人は国際協調主義という難しい文言があつてですね、国際強調主義という文言があるようですけども、そのことも参考にしているんですか。国際協調主義ということをご参考にしておりますか。それが1点。

それから、部落差別の現実に学べということがありましてね、館長は地区の人がいいのか、地区外の人がいいのかということは、分かれることがあります。どちらにもいいところもあるし、悪いところもあると思ってこれにはこだわりませんが、ただ、まあ中山にしても、大山地区にしても名和地区にしても、勤めている人が村の人との接触をあまり持ちたがらない。学者になったようで、えらい先生になったようで、地区の人とのふれあいがいいのではないかと。だからこの幹部の地区の人とのふれあいがですね、どのように進められますか。以上。

○人権推進課長（門脇英之君） 議長、人権推進課長。

○議長（野口俊明君） 門脇人権推進課長。

○人権推進課長（門脇英之君） まず、1 問目の外国人の方の委員さんの選任についてという中での判断の基準はということでございますが、今の委員さんを選任したときの現状をわたしは存じておりませんので、そういう考えがその当時あったかどうかということ、ちょっとわたしが即答することができません。申し訳ございません。ただそういう認識については、わたしどもは持っているということだけはお伝えしておきたいと思えます。

それから2番目の、それぞれの隣保館と言いますか、今は文化センターとかいろんな名前と呼んでおりますが、館長が地域の住民の方との接触が少ないのではないかというご心配でございますけども、少なくとも今の金田所長につきましては、長い間人権交流センターのほうで、指導員として勤務しておられまして、その間、皆さんご存じのように、非常にこう地域の中に溶け込んで、たくさんの方とふれあいもされます。それから、現在、今中山の館長として、これは児童館の館長としても兼務でおられますが、最近、午後は、もうほとんど児童館のほうに詰めて、児童館の職員の当然手助けといいますか、したり、地域の方との交流、それこそ職員がまた新しいもんでございますから、そういう面の補完ということで、非常にまあ精力的に地域に出かけて仕事をしてもらっている現状がございます。ご心配のことはたくさんあるかと思いますが、あまりわたしどもはそこまで大きな心配をしておらないところでございます。以上でございます。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長、17番。

○議長（野口俊明君） 17番 西山富三郎君。えーと、ちょっとマイクをです、もう少し上に向けて、皆さんの分もそういうふうな格好にしてください。それじゃあ、西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） はい。女性の問題にしてもですね、身体障害者の問題にしても、高齢者の問題にしても子どもの問題にしても、たくさん人権問題あるわけですね。そうしますとですね、基本的人権の中核的規範、人権尊重の法的規範というのは、どのへんまで担当か、その館長たちは認識しておるんですか。

それからやはりね、私が言いたいのは、漁業のことは漁業じゃなければ分からん、農業のことは農業でないと分からんから、現場を大切にしようというのが、行政の原点だと思うわけですね。それでやっぱりそれぞれの人は、多年にわたる努力の結果によってですね、いろいろな試練を得ながら、現状を得ていると思うわけですよ。そういうことが分からないとですね、法律は現実があつて、法律ができるんですよ。法律がなくなったから現実が、のほうが大事なんです。そういうことでですね、聞きますけれども、それでは人権尊重の中核的規範をこの人たちはどのようなことと認識して活動しておりますか。以上です。

○人権推進課長（門脇英之君） 議長、人権推進課長。

○議長（野口俊明君） 門脇人権推進課長。

○人権推進課長（門脇英之君） はい、急な質問なんですけど、中核的規範という考えにつきましては、憲法の第14条から40条までの中にある基本的人権が現行の憲法の中での中核的な規範であろうかというふうに考えておまして、まあわれわれ職員もそういうところについては、常日頃考えているところでございます。

なお、あの法執行、法律があつてとか、法律が無くなったということについてですが、これはもしかすると、同対法も含めた特別法が平成14年3月で無くなったってことかと思ひますが、それにつきましては、われわれとしましては、平成8年に出されました地域改善対策協議会の意見具申、これが特別法が執行しまして、特別対策から一般対策へ、対策が移行した後の町の人権施策のバックボーンになっておるといふふうに考えておりますので、特別法のなき現在ではございますが、地対協の意見具申、これをバックボーンにして人権施策を進めるといふ考えでございます。以上でございます。

○議員（17番 西山富三郎君） はい、了解。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長、10番。

○議長（野口俊明君） 10番 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） 6ページですが、7の鳥取県知事選挙費のことについてお尋ねいたします。期日前投票というのがありましたのですが、その期日前投票に委託されました金額はどれくらい掛かりましたでしょうか。

○総務課長（押村彰文君） 議長、総務課長。

○議長（野口俊明君） 押村総務課長。

○総務課長（押村彰文君） 期日前投票に掛かります費用の主なものは、投票立会人さんの報酬ですとか、それから夜が遅いこと、それから土曜・日曜やりますこと、これについて、まあ職員の人件費が発生してくる、時間外手当が発生してくるということが大きな支出になりますけども、それがいくらかということは、この場では、ちょっと少し分かりません。

○議員（10番 岩井美保子君） 分かりませんか。

○総務課長（押村彰文君） はい、申し訳ございません。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長、10番。

○議長（野口俊明君） 10番 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） 今、答弁では、分かりませんということでしたですけど、これはあの、期日前投票に出席しておられます方は、委託で来ちゃんなるですよ、委託されて来ちゃんなるですよ。ですからその委託先には支払いをされんといけんのですがどんなことでしょうか。分からないということは。

○総務課長（押村彰文君） 議長、総務課長。

○議長（野口俊明君） 押村総務課長。

○総務課長（押村彰文君） 期日前投票だけの立会人の費用が分かりかねますということでございますので、あの、立会人さんは、期日前投票じゃないときにも当然ながら、たとえば、投票、当日とかいらっしゃいますんで、期日前投票に限ってだけのものが、この場では分かりませんということでございます。

それからシルバー人材センターさんのほうにまあ委託はしておりますけども、それについての総額は当然ながら分かりますが、先ほども言いましたように、期日前ということに限定されますと、この場では分からないということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第78号は、原案のとおり、可決されました。

日程第6 議案79号

○議長（野口俊明君） 日程第6、議案第79号 平成23年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。議案第79号 平成23年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明をいたします。

本案は、高規格道路・淀江名和道路の建設に伴う支障ケーブルの移転について所要の増額を行い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億391万9,000円とするものでございます。

補正内容について歳入からご説明申し上げます。

第30款諸収入276万7,000円の増額は、電柱移転工事補償金でございます。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費276万7,000円の増額は、工期の短縮、費用の削減を図るため、倉谷第三跨道橋に中国電力、N T Tと共同で設置をいたします道路管路共同工事委託料でございます。以上で議案第79号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第79号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第79号は、原案のとおり、可決されました。

閉会宣告

○議長（野口俊明君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は、全部終了しました。会議を閉じます。平成23年第6回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後2時44分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 椎木 学

署名議員 鹿島 功